

災害時の避難に支援が必要な人への 取り組みを進めています



大きな災害が起きた時、ご近所に避難が難しい人はいませんか？例えば、高齢で介護が必要な人は素早く逃げるできません。認知症や知的障害のある人は、状況を理解して判断することが苦手な場合があります。市では、このような避難の手助けが必要な人と地域の人々が声を掛け合って一緒に安全な場所へ避難する取り組みを進めています。皆さんのご協力をお願いします。この特集のお問い合わせは、障害者支援課☎421-6739、長寿支援課☎421-6737へ。

避難行動要支援者とは

- 高齢や障害などにより災害時に自力で避難することが困難なため支援が必要な人です。
- 市では、次の①から⑥のいずれかに該当する人を対象として、名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。
- ①介護保険法に基づく要介護3以上の高齢者
 - ②身体障害者手帳の交付を受け、視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能に係る障害の程度が1級～2級の障害者
 - ③療育手帳の交付を受け、障害の程度がAからAの2の障害者
 - ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の障害者
 - ⑤指定難病医療費助成受給者または小児慢性特定疾病医療費助成受給者のうち、人工呼吸器等装着者
 - ⑥その他特別の事情で避難支援を希望し、市長が認める者
- ※施設入所している人は対象外です。

■名簿の作成と地域の関係者への提供

避難行動要支援者のうち、普段から地域の関係者（自治会や民生委員など）へ情報提供することに同意した人については、市で同意した人の名簿を作成し、地域の民生委員や希望する自治会へ提供しています。提供した名簿は、災害時の避難支援をはじめ、普段からの見守りや防災訓練に活用されています。

■個別避難計画の作成を進めています

市では、避難行動要支援者一人ひとりに対し、災害時の避難に必要な支援について定めた個別避難計画の作成を進めています。

計画には、災害時の避難場所や避難支援者（避難を支援してくれる人・団体）などを記載します。作成した個別避難計画について提

供の同意を得たうえで、平常時から災害時の支援に必要な限度で、地域の関係者へ情報提供します。

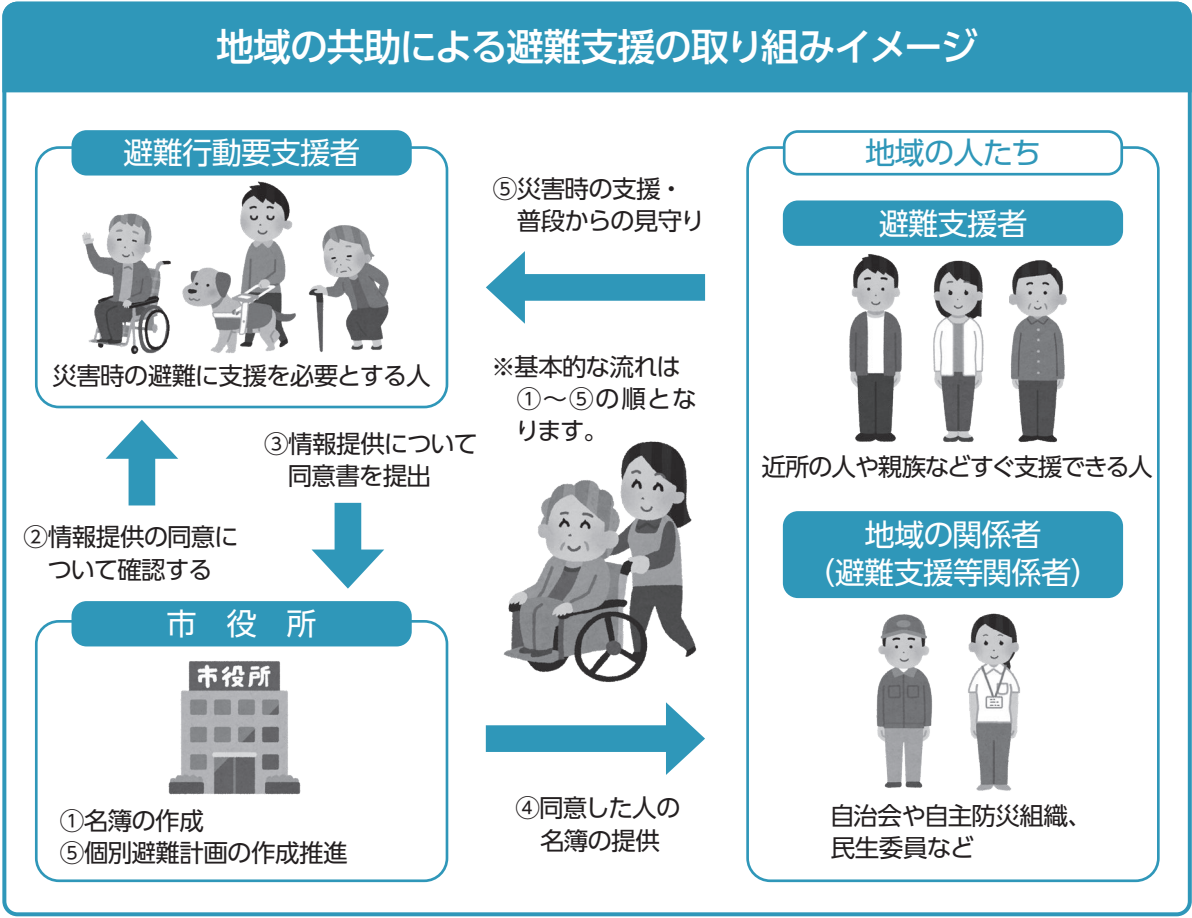
■避難支援とは何をするのか

避難支援と聞いたとき、自力で動けない人を介助するといったイメージを持つ人も多いと思いますが、必ずしもそうではありません。例えば、災害時の安否確認をはじめ、高齢で足腰が弱い人には避難場所まで付き添ったり、障害などで情報を入手することが難しい人には避難情報を伝えてあげたりといったことも、大事な避難支援です。いざという時にできる範囲での支援をお願いしています。

■避難支援者を探しています

災害発生直後は、行政や消防などの避難支援には限界があります。そのため、地域による助け合いがとても重要です。

市では個別避難計画の取り組みを進めていく中で、あわせて同じ地域に住む皆さんに避難支援者のお願いをしています。あくまで地域の共助に基づく取り組みであり、責任や義務を負うものではなく、避難支援者の安全が確保できる範囲での活動となります。地域の避難行動要支援者の避難支援について協力の依頼があった際は、できる範囲で構いませんので、支援のご協力をお願いします。



自治会に加入しよう

自治会では、温かく住みよい街をつくるため活動しています。自治会に加入したいときは、各地区の班長か自治会長へ申し出てください。新規結成もできますのでご相談ください。

●主な活動 ①ふれあいの街をつくる親睦活動、②美しい街をつくる環境美化活動、③安心の街をつくる防犯・防災・子ども見守り活動など。詳細は、地域の自治会に確認してください。

●加入のメリット ①ふれあいの輪が広がる、②いざというときに協力や助け合いができる、③いろいろな行事に参加できる。詳しくはコミュニティ推進課☎(421)6718へ

公共交通マップを配布しています

市内の鉄道駅や路線バスのルートと停留所、主な駅のバス乗り場案内などの情報をまとめた公共交通マップを都市計画課、支所・連絡所で配布しています。下のコードからもダウンロードできます。

(都市計画課☎(421)6771)

募集 やちよ文芸の作品

毎月15日発行の広報やちよでは、読者の皆さんから投稿された短歌や川柳、俳句の中から優良作品を選定し、掲載しています。作品は随時募集しています。

はがきに投稿作品の種類（短歌・川柳・俳句）、未発表の短歌（三首まで）、川柳（二句まで）、俳句（二句まで）、住所、氏名（フリガナ）を書き、〒276-8501市役所広報広聴課へ郵送してください。締め切りは毎月末です。短歌・川柳・俳句は、それぞれ別々のはがきを使用して応募してください。

(広報広聴課☎(421)6704)

市議会第3回定例会は8月27日(水)に開会します

市議会第3回定例会は、8月27日(水)に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが第3回定例会で協議されます。

■インターネット中継と会議録検索システム 本会議の模様は市ホームページで生中継するほか、スマートフォンでも視聴できます。会議の翌日(市の休日を除く)からは録画を見ることが出来ます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。

(議事課☎(483)1151)

会議録検索システム

インターネット中継